



平成28年12月22日
住宅局建築指導課

指定性能評価機関の処分について

本日、国土交通大臣指定の指定性能評価機関である一般財団法人 ベターリビングに対し、昇降機の性能評価に関し、業務停止命令及び監督命令※を行いましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

※建築基準法第77条の56に基づくもの

お問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課

課長補佐 上野（内線 39-547）

課長補佐 齋藤（健）（内線 39-513）

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8513

FAX 03-5253-1630

○指定性能評価機関の処分

一般財団法人 ベターリビング	
1 処分の内容	
業務の停止	<p>建築基準法（以下「法」という。）第 77 条の 56 第 2 項において準用する法第 77 条の 51 第 2 項の規定により、平成 29 年 1 月 16 日から 1 月間、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号。以下「機関省令」という。）第 59 条第 20 号に規定する性能評価（昇降機に関するもの）の業務の停止を命ずる。</p> <p>この業務の停止の期間中に行えない行為は、次の各号に掲げる行為とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 機関省令第 59 条第 20 号に規定する性能評価（昇降機に関するもの）に係る契約を新たに締結する行為 二 既に契約した契約の変更により、機関省令第 59 条第 20 号に規定する性能評価（昇降機に関するもの）の業務を追加する行為 三 業務の停止の期間満了後において前各号の行為を実施するための見積り、交渉等の行為
監督命令	<p>性能評価（昇降機に関するもの）の業務に関し、性能評価機関が不適切な性能評価を行ったことから、平成 28 年 12 月 22 日付け国住指第 3324 号で性能評価の業務の停止を命じたことに鑑み、法第 77 条の 56 第 2 項において準用する法第 77 条の 48 の規定により、当該行為が発生した原因を分析した上で、昇降機に関するものの性能評価の誤りを再発させないよう、業務規程の改善、評価体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成 29 年 1 月 31 日までに提出すること。</p> <p>また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。</p>
2 処分事由の概要	
<p>○一般財団法人ベターリビングが行った 3 種類の昇降機（いす式階段昇降機、斜行型段差解消機、戸開走行保護装置）の性能評価（計 18 件）について、強度計算の算出式に誤りがあった。</p> <p>※ いずれも、実際の強度は既定の基準（安全率）を満足していた。</p>	